下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和７年４月１日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備　考
土木工事標準仕様書 ［令和４年４月］ P9	１．１．１３ 出来形数量の算出 （１）一般事項 受注者は、出来形数量を算出するために、出来形測量を実施しなければならない。 （２）出来形数量の提出 受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。	１．１．１３ 出来形数量の算出 （１）一般事項 受注者は、出来形数量を算出するために、出来形測量を実施しなければならない。 （２）出来形数量の提出 受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、発注者が別途定める土木工事施工管理基準を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。 なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。	東京都土木工事標準仕様書の修正に伴う対応
土木工事標準仕様書 ［令和４年４月］ P41	１．４．８ 交通誘導警備員の適切な運用 ウ　受注者は、施工に先立ち、以下の書面を監督員に提出すること。 (ｱ) 警備業者に業務を行わせる場合 a　当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し b　営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名 (ｲ) 「警備業法」（昭和47年法律第117号）第23条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合 ・当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し	１．４．８ 交通誘導警備員の適切な運用 ウ　受注者は、施工に先立ち、以下の書面を監督員に提出すること。 (ｱ) 警備業者に業務を行わせる場合 ・営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名 (ｲ) 「警備業法」（昭和47年法律第117号）第23条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合 ・当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し	警備業法の改正に伴い、提出する書類を変更
土木工事標準仕様書 ［令和４年４月］ P82	３．４．６ 運搬・打込み （７）打継目 ケ　受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で設ける「ひび割れ誘発目地」に関して、設計図書に定められない場合には、監督員と協議の上、適切な位置及び構造のものを設置しなければならない。	３．４．６ 運搬・打込み （７）打継目 ケ　受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で設ける「ひび割れ誘発目地」に関して、設計図書に定められていない場合には、監督員と協議の上、適切な位置及び構造のものを設置しなければならない。	体裁の修正

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和７年４月１日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備　考
土木工事標準仕様書 [令和４年４月] P143	４．１３．１ 一般事項 （１）シールド機の設計 （２）シールド機の製作 受注者は、シールド機の製作に当たり、あらかじめ監督員に製作図、諸機能等の詳細図及び仕様並びに応力計算書を提出し、承諾を得なければならない。	４．１３．１ 一般事項 受注者は、シールド工事の施工に当たって、設計図書によるほか、「トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説」（土木学会）に準拠すること。 （１）シールド機の設計 （２）シールド機の製作 受注者は、シールド機の製作に当たり、あらかじめ監督員に製作図、諸機能等の詳細図、仕様並びに応力計算書及び「トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説」（土木学会）に定める検査項目、検査基準等を提出し、承諾を得なければならない。	シールド工事の施工に当たり、準拠する図書を追加 シールド機の製作に当たり必要な検査等について追加
土木工事標準仕様書 [令和４年４月] P267	附則－１２　工事完了図作成要領 １　規　格 （１）完了図の寸法は下記のとおりとする。 （２）完了図（トレース原紙又はマイラーフィルム）枠線の寸法は、下記の図－１によること。 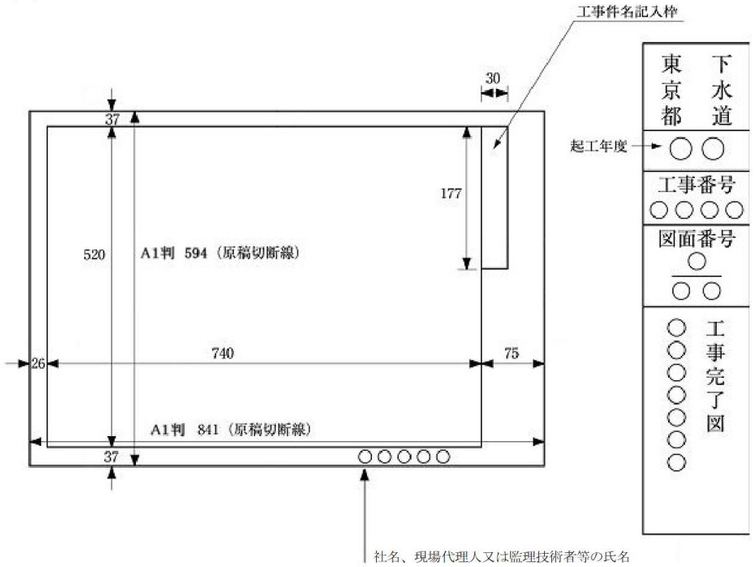 図－１	附則－１２　工事完了図作成要領 １　規　格 （１）完了図の寸法は下記のとおりとする。 （２）完了図（トレース原紙、マイラーフィルム又は普通紙等）枠線の寸法は、下記の図－１によること。 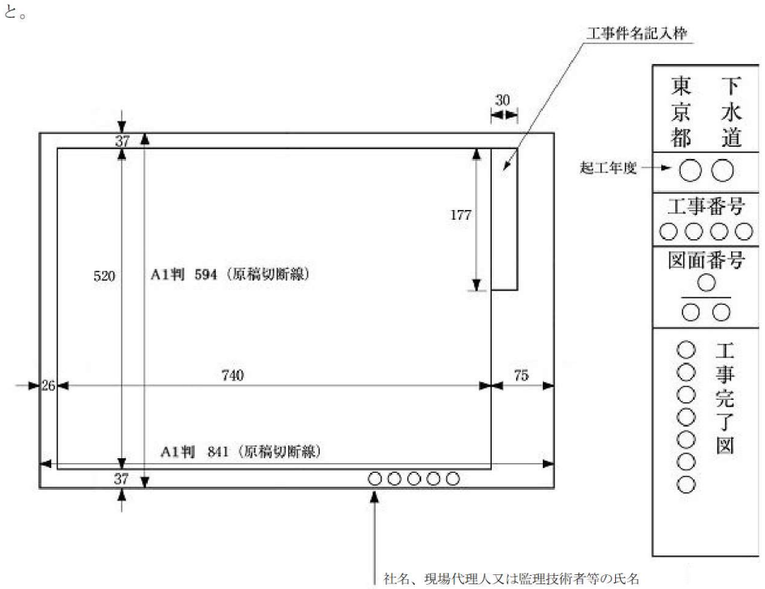 図－１	完了図の紙質について普通紙を追加

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和７年４月１日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備　考
土木工事標準仕様書 ［令和４年４月］ P401	附則－３０　情報共有システム　実施要領 ３　対象工事 （１）原則として、当局が発注する土木工事、建築工事及び設備工事を対象とし、受発注者間の協議により決定する。 （２）上記以外の工事等において、受注者の申し出を当局が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、情報共有システムを利用できるものとする。	附則－３０　情報共有システム　実施要領 ３　対象工事 （１）　当局が発注する土木工事、建築工事及び設備工事において、発注者が指定する工事（発注者指定方式）または受注者が希望する工事（受注者希望方式）を対象とする。発注者指定方式とする場合は、特記仕様書等にその旨を記載する。受注者希望方式とする場合は、受発注者間の協議により、情報共有システムの利用を決定する。 （２）　上記以外の工事等において、受注者の申し出を当局が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、情報共有システムを利用できるものとする。	発注者指定方式の導入に伴い、対象工事の記載を変更

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和７年４月１日から適用）

<table>
<tr><th>書類名称</th><th>読み替え前</th><th>読み替え後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>設備工事標準仕様書
［令和５年４月］
P25</td><td>１．３．１１
交通誘導警備員の適切な運用</td><td>１．３．１１
交通誘導警備員の適切な運用</td><td>警備業法の改正に伴い、提出する書類を変更</td></tr>
<tr><td>設備工事標準仕様書
［令和５年４月］
P99</td><td>２．５．１
高圧配電盤</td><td>２．５．１
高圧配電盤</td><td>JEM1425 の廃止に伴い、適用規格を変更</td></tr>
</table>

（2）受注者等は施工に先立ち、以下の書面を監督員に提出する。
ア　警備業者に業務を行わせる場合
(ｱ)当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し
(ｲ)営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名
イ　警備業法第 23 条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合
(ｱ)当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し

（2）受注者等は施工に先立ち、以下の書面を監督員に提出する。
ア　警備業者に業務を行わせる場合
(ｱ)営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名
イ　警備業法第 23 条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合
(ｱ)当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し

1 一般事項
高圧配電盤は、JEM 1425 に規定する金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤとする。

2 盤の構造
(1) 高圧配電盤の定格耐電圧は、表 2.5-1 のとおりとする。

表 2.5-1　定格耐電圧

（単位 kV）

定格電圧（実効値）	定格商用周波耐電圧（実効値）		定格雷インパルス耐電圧（ピーク値）	
	対地及び相間	断路部の同相極間	対地及び相間	断路部の同相極間
3.6	16	19	45	52
7.2	22	25	60	70

(2) 高圧配電盤の形式は、遮断器、その他の機器等を引出し形の構造とするものは、PW 形以上とする。
また、断路器、VCT 等で引出し形の構造を要しないものは、CX 形以上とする。

1 一般事項
高圧配電盤は、JIS C 62271-200 に規定する金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤとする。

2 盤の構造
(1) 高圧配電盤の定格耐電圧は、表 2.5-1 のとおりとする。

表 2.5-1　定格耐電圧

（単位 kV）

定格電圧（実効値）	定格商用周波耐電圧（実効値）		定格雷インパルス耐電圧（ピーク値）	
	対地及び相間	断路部の同相極間	対地及び相間	断路部の同相極間
3.6	16	19	45	52
7.2	22	25	60	70

(2) 高圧配電盤の連続性喪失区分及び仕切板等級は、 LSC1 又は LSC1-PI とする。
遮断器、その他の機器等を引出し形の構造とするものは、次の機器をそれぞれ区分したコンパートメントに収納する。
ア　各々の主開閉機器
イ　主開閉機器の一方の側に接続する機器（一次側、母線側等）
ウ　主開閉機器の他方の側へ接続する機器（二次側、接続側等）
また、断路器、VCT 等で引出し形の構造を要しないものは、コンパートメントの区分は製作者標準とする。
母線コンパートメントは、二重母線の各母線を分離するための仕切りを設ける。

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和７年４月１日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備　考
設備工事標準仕様書［令和５年４月］P108	２．５．３ 高圧 VVVF 装置 1 一般事項 (1) 高圧 VVVF 装置を収納する盤は、変換装置、制御装置等で構成された配電盤であり、JEM 1425 に準拠する。 (2) 高圧 VVVF 装置は、JEC-2410、JEC-2440 及び JEC-2453 による。 2 盤の構造 (8) その他、盤の構造は、「2.5.1 高圧配電盤　2 盤の構造」(3)～(5)、(8)～(10)、(12)～(27)、(29)による。	２．５．３ 高圧 VVVF 装置 1 一般事項 (1) 高圧 VVVF 装置を収納する盤は、変換装置、制御装置等で構成された配電盤であり、JIS C 62271-200 に準拠する。 (2) 高圧 VVVF 装置は、JEC-2410、JEC-2440 及び JEC-2453 による。 2 盤の構造 (8) その他、盤の構造は、「2.5.1 高圧配電盤　2 盤の構造」(2)～(5)、(8)～(10)、(12)、(14)～(20)、(22)～(27)、(29)による。	JEM1425 の廃止に伴い、適用規格を変更
設備工事標準仕様書［令和５年４月］P109	２．５．４ 変圧器盤 2 盤の構造 (1) 変圧器盤の定格耐電圧は、高圧巻き線側は JEM 1425、低圧巻き線側は JEM 1265 による。 (2) 変圧器の絶縁距離は、変位幅を考慮する。 (3) 変圧器に接続する導電部は、その変位幅分を加算した余長を見込む。 (4) その他、盤の構造は、「2.5.1 高圧配電盤　2 盤の構造」(3)～(29)による。	２．５．４ 変圧器盤 2 盤の構造 (1) 変圧器盤の定格耐電圧は、高圧巻き線側は JIS C 62271-200、低圧巻き線側は JEM 1265 による。 (2) 変圧器の絶縁距離は、変位幅を考慮する。 (3) 変圧器に接続する導電部は、その変位幅分を加算した余長を見込む。 (4) その他、盤の構造は、「2.5.1 高圧配電盤　2 盤の構造」(2)～(29)による。	JEM1425 の廃止に伴い、適用規格を変更
設備工事標準仕様書［令和５年４月］P126	２．６．１ 配線材料等 (6) 低圧配線にバスダクトを用いる場合は、JIS C 8364 と同等以上の規格に準拠したものを使用する。 また、高圧バスダクト（閉鎖母線）を用いる場合は、JEM 1425 に準拠する。	２．６．１ 配線材料等 (6) 低圧配線にバスダクトを用いる場合は、JIS C 8364 と同等以上の規格に準拠したものを使用する。 また、高圧バスダクト（閉鎖母線）を用いる場合は、JEM に準拠する。	JEM1425 の廃止に伴い、適用規格を変更

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和７年４月１日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備　考
設備工事標準仕様書 ［令和５年４月］ P183	付則－８　情報共有システム　実施要領 ３　対象工事 (1) 原則として、当局が発注する土木工事、建築工事及び設備工事を対象とし、受発注者間の協議により決定する。 (2) 上記以外の工事等において、受注者の申し出を当局が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、情報共有システムを利用できるものとする。	付則－８　情報共有システム　実施要領 ３　対象工事 (1) 原則として、当局が発注する土木工事、建築工事及び設備工事において、発注者が指定する工事（発注者指定方式）または受注者が希望する工事（受注者希望方式）を対象とする。発注者指定方式とする場合は、特記仕様書等にその旨を記載する。受注者希望方式とする場合は、受発注者間の協議により、情報共有システムの利用を決定する。 (2) 上記以外の工事等において、受注者の申し出を当局が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、情報共有システムを利用できるものとする。	発注者指定方式の導入に伴い、対象工事の記載を変更

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和７年４月１日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備　考
建築工事標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用）［令和５年４月］ P52	**１．４．６ 交通誘導警備員の適切な運用** （２）提出書類 受注者は施工に先立ち、以下の書面を監督員に提出しなければならない。 ア　警備業者に業務を行わせる場合 (ｱ) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し (ｲ) 営業所に配属された警備員指導教育責任者の氏名 イ　「警備業法」（昭和47年法律第117号）第23条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合 (ｱ) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し	**１．４．６ 交通誘導警備員の適切な運用** （２）提出書類 受注者は施工に先立ち、以下の書面を監督員に提出しなければならない。 ア　警備業者に業務を行わせる場合 (ｱ) 営業所に配属された警備員指導教育責任者の氏名 イ　「警備業法」（昭和47年法律第117号）第23条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合 (ｱ) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し	警備業法の改正に伴い、提出する書類を変更
建築工事標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用）［令和５年４月］ P114	付則－６　情報共有システム　実施要領 **３　対象工事** （１）原則として、当局が発注する土木工事、建築工事及び設備工事を対象とし、受発注者間の協議により決定する。 （２）上記以外の工事等において、受注者の申し出を当局が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、情報共有システムを利用できるものとする。	付則－６　情報共有システム　実施要領 **３　対象工事** （１）原則として、当局が発注する土木工事、建築工事及び設備工事において、発注者が指定する工事（発注者指定方式）または受注者が希望する工事（受注者希望方式）を対象とする。発注者指定方式とする場合は、特記仕様書等にその旨を記載する。受注者希望方式とする場合は、受発注者間の協議により、情報共有システムの利用を決定する。 （２）上記以外の工事等において、受注者の申し出を当局が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、情報共有システムを利用できるものとする。	発注者指定方式の導入に伴い、対象工事の記載を変更

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和７年４月１日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備　考
設計委託標準仕様書（管路用） ［令和４年４月］ P8	１．１９ 安全管理及び事故防止 ４　交通誘導警備員の配置 （３）受託者は着手に先立ち、以下の書面を担当者に提出すること。 ア　交通誘導警備業務を警備業者に行わせる場合 （ア）当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し （イ）営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名 イ　資格（公安委員会の実施する検定に合格したもの）を有するものに業務を行わせる場合 当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し	１．１９ 安全管理及び事故防止 ４　交通誘導警備員の配置 （３）受託者は着手に先立ち、以下の書面を担当者に提出すること。 ア　交通誘導警備業務を警備業者に行わせる場合 営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名 イ　資格（公安委員会の実施する検定に合格したもの）を有するものに業務を行わせる場合 当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し	警備業法の改正に伴い、提出する書類を変更

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和７年４月１日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備　考
設計委託標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用） ［令和４年４月］ P8	１．１９ **安全管理及び事故防止** ５　交通誘導警備員の配置 (3) 受託者は着手に先立ち、以下の書面を担当者に提出する。 ア　交通誘導警備業務を警備業者に行わせる場合 (ｱ) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し (ｲ) 営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名 イ　交通誘導警備業務を、業務の資格を有する者（公安委員会の実施する検定に合格した者）に行わせる場合 当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し	１．１９ **安全管理及び事故防止** ５　交通誘導警備員の配置 (3) 受託者は着手に先立ち、以下の書面を担当者に提出する。 ア　交通誘導警備業務を警備業者に行わせる場合 営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名 イ　交通誘導警備業務を、業務の資格を有する者（公安委員会の実施する検定に合格した者）に行わせる場合 当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し	警備業法の改正に伴い、提出する書類を変更

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和７年４月１日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備　考
管路内清掃工標準仕様書［令和４年４月］ P14	２．４ 公衆災害防止 ３　交通誘導警備員の適切な運用 （３）受注者は、作業に先立ち、以下の書面を監督員に提出すること。 ア 警備業者に業務を行わせる場合 （ア） 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し （イ）営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名 イ「警備業法」（昭和47年法律第117号）第23条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合 ・ 当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し	２．４ 公衆災害防止 ３　交通誘導警備員の適切な運用 （３）受注者は、作業に先立ち、以下の書面を監督員に提出すること。 ア 警備業者に業務を行わせる場合 ・ 営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名 イ「警備業法」（昭和47年法律第117号）第23条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合 ・ 当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し	警備業法の改正に伴い、提出する書類を変更

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和７年４月１日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備　考
管路内調査工標準仕様書［令和４年４月］ P15	２．４ 公衆災害防止 ３　交通誘導警備員の適切な運用 （３）受注者は、作業に先立ち、以下の書面を監督員に提出すること。 ア 警備業者に業務を行わせる場合 (ｱ) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し (ｲ) 営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名 イ「警備業法」（昭和47年法律第117号）第23条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合 ・ 当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し	２．４ 公衆災害防止 ３　交通誘導警備員の適切な運用 （３）受注者は、作業に先立ち、以下の書面を監督員に提出すること。 ア 警備業者に業務を行わせる場合 ・ 営業所に配置された警備員指導教育責任者の氏名 イ「警備業法」（昭和47年法律第117号）第23条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合 ・ 当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し	警備業法の改正に伴い、提出する書類を変更